

税務かわらBAN

新美税務会計事務所

〒475-0921 半田市天神町15-2 TEL (0569)21-7600 FAX (0569)21-7650

もうすぐ梅雨入りでしょうか？

晴れの日を有効に活用したいですね。

今日は「少額減価償却資産の税務処理

～こんなところ要注意!!～」と「総務・経理担当者のための

社会保険の報酬月額などの事務」です。

平成26年度税制改正で、中小企業者等の少額減価

償却資産の取得価額の損金算入の特例が

平成28年3月31日まで延長されました。ご一読下さい。

発信 26年6月2日

労働者保険の「年度更新」の用紙が5月末に、

社会保険の「算定基礎届出」の用紙は6月中旬頃に
事業所宛てに発送予定だそうです。

提出期限はどちらも7月10日(木)ですので、

早めの準備をお願いします。

税務かわらBAN

新美税務会計事務所

〒475-0921 半田市天神町15-2 TEL (0569)21-7600 FAX (0569)21-7650

今月のことは

こけたら
立たなあかんねん

松下幸之助
(松下電器創業者)

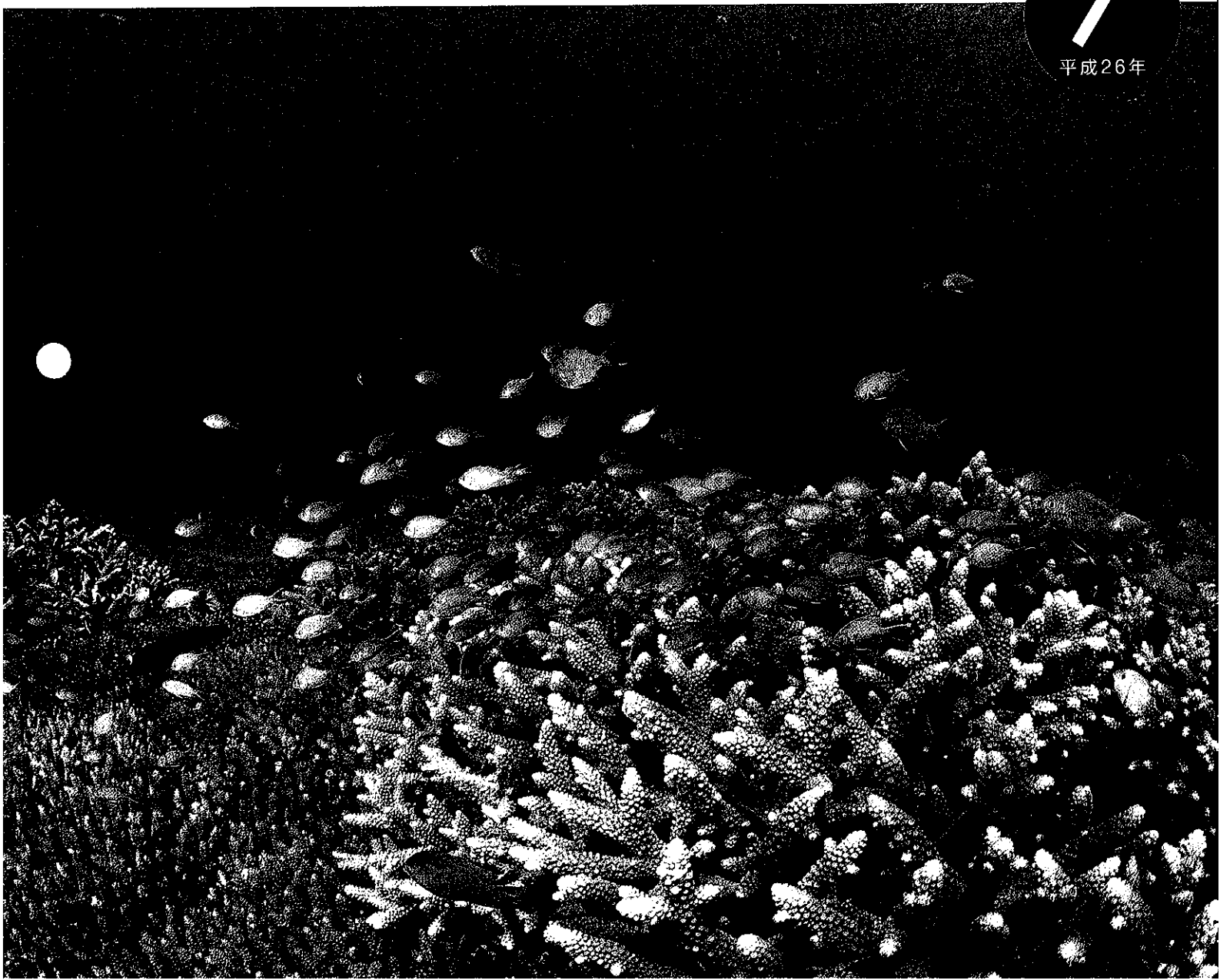
会 計	現金管理は会計処理の基本です	2
税 務	少額減価償却資産の税務処理	4
労 務	社会保険の報酬月額などの事務	6
コラム	「浅い呼吸」は不調のもと!?	8

表紙 サンゴとスズメダイの群れ(沖縄県・慶良間諸島)

慶良間諸島は、今年3月、国立公園に指定された。ケラマブルーと呼ばれる青く透き通る海には、200種以上のサンゴや多様な生物が生息し、ザトウクジラの繁殖地もある。

7


平成26年





現金管理は 会計処理の基本です


畑楽商事では、畑楽社長の奥さんが経理を担当しています。今日は、奥さんのもとに顧問会計事務所の所長が巡回監査にやって来ました。


毎日、現金残高を 合わせていますか？

 所長
今月も、現金の帳簿残高と実際の残高が合っていないようですが、先月お願ひしたように毎日合わせていますか。


 畑楽
昨日は忙しくて、合わせていませんでした。


 所長
そうですか。ところで、合わない原因について思い当たることはありますか。

 畑楽
そういえば、昨日社長が友人と飲みに行くとき、たまたま持ち合わせがないというので、金庫から数万円出しました。後で精算してもらおうと思っていたのですが、仮払いの処理を忘れていました。

 所長
仕事上の飲食の場合ならば、仮払いでもよいのですが、プライベートの支

出の場合、直接、会社の金庫からお金を出してはいけません。会社のお金と個人のお金はきちんと区別してください。たとえ少額であっても、会社の金庫から個人のお金を直接出す習慣はやめましょうね。

 畑楽
わかりました。社長にも伝えて、そのようなルールを徹底します。

 所長
他にもこの領収書の記帳が漏れていますね。入出金があれば、そのつど記帳（FX2等への入力や現金出納帳への記帳）して、毎日、現金の残高を必ず合わせてください。

現金管理の手順（図表1）を決めて、毎日、しっかり残高を合わせていれば、記帳漏れもなくなりますよ。

図表1 現金管理の手順

① 入出金は、必ず領収書や請求書などの証憑書類をもとに行う。



② 入出金のつど、FX2等への入力または現金出納帳への記帳を行う。



③ 現金の実際残高にもとづき、現金収支日報（金種表）を作成する。



④ 現金の実際残高と帳簿残高を照合する。





⑤ 実際残高と帳簿残高が一致しない場合は、原因を解明する。

※不明の場合は、一旦、現金過不足の処理をして、後日、改めて原因を究明し、正しい勘定に振り替える。





現金管理は なぜ重要なのか？

 うちの会社では現金の入出金は少額なので、現金管理がついおろそかになってしまいます。少額でも重要なのですか。

 大変重要です。現金は預金などと違って通帳などの入出金を証明するも

のがないので、税務調査においても入念に調べられることが非常に多いのです。それに、金融機関等からの信頼性が高い決算書の作成にも、毎日の現金管理は不可欠です。

 そうなんですか。それならば、きちんとしなければいけないですね。

 現金の入出金を証明できるのは、奥さんが行う毎日の正確な記帳だけです。

公私混同をしない、入出金はルールに基づいて行う、自動振替を利用して社内での現金の入出金を減らすなど、現金管理のポイント(図表2)をおさえてしっかりと管理してください。

「会計で会社を強くする」ためにも、現金管理は会計の基本ですから、ぜひ頑張ってください。

図表2 現金管理のポイント

- 1 会社のお金は金庫に、社長個人のお金は財布にと、会社と社長個人のお金を厳格に区別する。
- 2 現金管理責任者(社長以外の者に限る)を置き、社長は現金の受払いをしない(現金に触らない)。
- 3 金庫内には、私的な現金や書類を入れない。
- 4 金庫内の現金残高は少額にして、集金や現金売上による入金などの余分な現金は銀行に預ける。
- 5 社内での現金支払いは、日常的で頻度の高い少額な経費(事務用品、茶菓代など)の支払いに限定し、一回あたりの支払金額の上限(5,000円など)を決める。
- 6 水道光熱費などの公共料金など自動振替できるものは、それを利用する。
- 7 交通費や立替払いなどの社内精算ルールを決める。
- 8 支払いは領収書、精算書など証憑書類をもとに行う。
- 9 入出金のつど、FX2等への入力または現金出納帳への記帳を行う。
- 10 1日1回、金庫内の現金を金種ごとに枚数、金額を数え、現金収支日報を作成する。
- 11 現金の実際残高と帳簿残高が一致することを確認、不一致の場合は、その日のうちに原因を調べる。
- 12 入出金がなかった日も現金の残高合わせを行う。

少額減価償却資産の税務処理

～こんなところに要注意!!～

平成26年度税制改正では、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例が平成28年3月31日まで延長されました。少額減価償却資産等を購入したときの処理について確認しておきましょう。

1 少額減価償却資産等を購入したときの取扱いはどうなる?

少額の減価償却資産を取得等したとき、事業のために使用した事業年度において損金算入できますが、その取得した資産の価額により以下のように取扱いが異なります。

※絵画などの美術品等については償却できない場合があるので注意しましょう。

(1) 「10万円未満の少額減価償却資産」を取得等したとき

全額を損金算入（即時償却）できます。

【固定資産税（償却資産）】

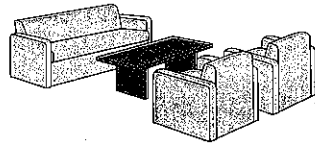
申告の必要はありません。（申告対象外）

(2) 「20万円未満の一括償却資産」を取得等したとき（(1)の適用を受ける資産を除く）

3年間で均等償却できます。

【固定資産税（償却資産）】

申告の必要はありません。（申告対象外）



(3) 中小企業者等のみの特例：「30万円未満の少額減価償却資産」を取得等したとき（(1)及び(2)の適用を受ける資産を除く）

全額を損金算入できます。

全額を損金算入できます。

《注意点》

①一事業年度の取得金額の合計額は300万円が限度となります。

②租税特別措置法上の特別償却などと重複適用はできません。

③中古資産も対象となります。

④20万円未満の少額減価償却資産を購入したとき、この制度を利用して全額損金算入した場合と、一括償却資産として3年間で均等償却した場合とでは使用開始した事業年度の損金算入額は違ってきます。（事例1）

【固定資産税（償却資産）】

申告する必要があります。（課税）

（注）この特例で処理した場合、固定資産税が課税されますので注意が必要です。

事例1 今期の期首に応接セットを1組18万円(税込価格・付随費用を含む)で購入しました。損金算入はどうなりますか？(当社は消費税を税込経理方式で処理)

取得価額が18万円のため、①中小企業者等のみの特例による「即時償却」または②20万円未満の一括償却資産の「3年間で均等償却」のいずれかが適用できます。

今期の損金算入金額は次のようになります。

①中小企業者等のみの特例による即時償却 → 18万円全額が損金算入できる
※固定資産税の申告が必要です。

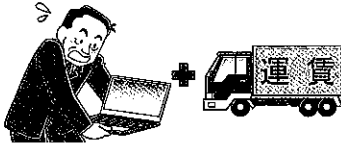
②3年間で均等償却 → 18万円×1/3=6万円が損金算入できる

※減価償却する場合、事業供用が条件となっているので、納品された資産を稼働させなければ償却はできません。

2 引取運賃なども「付随費用」として取得価額に含める!

企業が資産を取得する際、その取得価額には、原則として、その資産の購入対価と事業用として使えるようにするために直接要した費用のほか、引取運賃や購入手数料など資産の購入のために必要な費用（付随費用）を含めることとされています。そのため事例2のように付随費用を含めると即時償却できないケースもあります。

付随費用には、租税公課など取得価額に含めなくてもよいものもあります。(図表1)



事例2 パソコンの新機種を1台98,000円(税込価格)で購入し、その際の送料は2,100円でした。損金算入できるでしょうか?(当社は消費税を税込経理方式で処理)

この事例では、取得価額は以下のようになります。

$$\begin{array}{rcc} \underline{98,000\text{円}} + \underline{2,100\text{円}} = \underline{100,100\text{円}} \\ \text{(購入代金)} \quad \text{(付随費用)} \quad \text{(取得価額)} \end{array}$$

付随費用を含めると取得価額は10万円を超えるので、10万円未満の減価償却資産の全額損金算入の制度は適用できませんが、中小企業者等の特例の適用により全額損金算入が可能です。

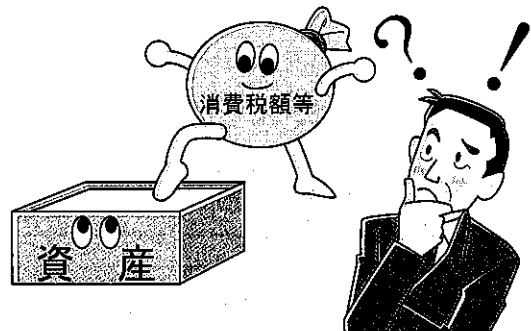
図表1 取得価額に含める付随費用と含めなくてもよい付随費用

取得価額に含める付随費用	<ul style="list-style-type: none"> ● 資産購入のために要した費用（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税など）
取得価額に含めなくてもよい付随費用	<ul style="list-style-type: none"> ● 租税公課等（不動産取得税又は自動車取得税、新增設に係る事業所税、登録免許税その他登記又は登録のために要する費用など） ● 割賦契約等により購入した固定資産に係る購入代価と明確に区別されている割賦手数料 など

3 消費税額等は取得価額に含めることになる?ならない?

資産を購入する際に支払った消費税額等について、償却資産の取得価額に含めるべきかどうかは、税抜経理方式または税込経理方式に応じ以下のように異なります。

税込経理方式の場合、取得価額に消費税額等を含めることになるので、注意が必要です。



税抜経理方式の場合

➡ 消費税額等は取得価額に含めない

税込経理方式の場合

➡ 消費税額等は取得価額に含める

総務・経理担当者のための 社会保険の報酬月額などの事務

社会保険(健康保険・厚生年金保険)では、毎月の給与からの保険料の徴収や納付のほか、定期的な届出や賞与支給時、給与改定時の届出などの事務があります。

1 毎年(7月1日～10日)行う手続き

→被保険者報酬月額算定基礎届の提出

毎月の社会保険料は、毎月の実際の給与(社会保険では「報酬」という)の額ではなく、区切りよい幅で区分した報酬月額にあてはめた、「標準報酬月額」をもとに計算します。

この標準報酬月額は、年に1回、すべての被保険者(従業員等)について4月、5月、6月に支払った給与等の平均額をもとに、新たな標準報酬月額を決定します。(図表1)

この手続きを「定時決定」といい、「被保険者報酬月額算定基礎届」を毎年7月1日～10日の間に健康保険組合または年金事務所に提出します。(注1)

新たな標準報酬月額は、その年の9月分(10月支給分の給与から控除)から翌年8月分まで適用されます。

(注1) 7月1日現在の全被保険者が届出の対象ですが、6月1日以降入社の方は届出の必要はありません。

標準報酬月額算定のもとになる「報酬」に含まれるものは？

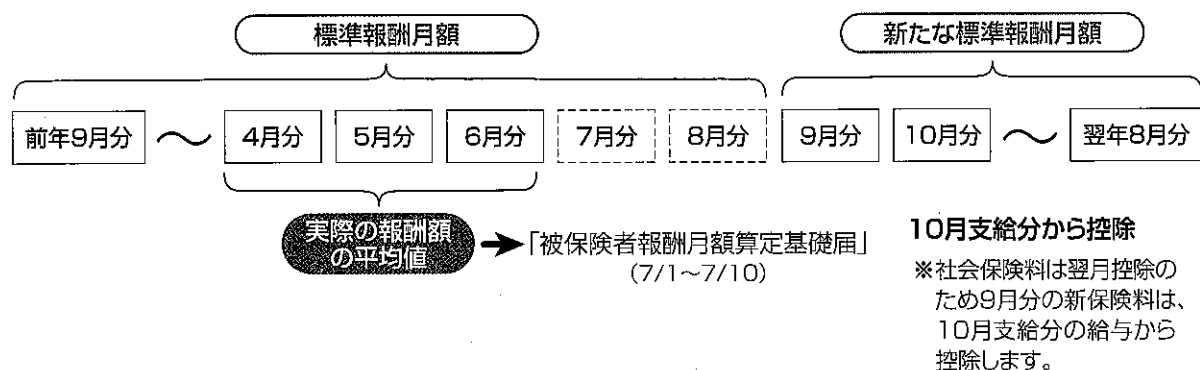
標準報酬月額は、毎月の報酬(報酬月額)によって算定されますが、この報酬には、給料、賃金、手当、賞与などの名称にかかわらず、労働者が労働の対価として受けるもののすべてが含まれます(通勤手当や現物支給されるものも該当します)。(図表2)

2 給与が大幅に変わったときの手続き

→被保険者報酬月額変更届の提出

昇給や降給などで固定賃金に一定の変動があった場合には、「被保険者報酬月額変更届」を提出し、変動のあった月から4か月目以降の標準報酬月額を改定します。これを「随時改定」といいます。

図表1 定時決定のしくみ



随時改定の要件(次の2点をすべて満たす)

- 変動後3か月間の標準報酬月額が2等級以上変動した。
- 変動後3か月間の支払基礎日数が17日以上ある。(注2)

(注2) 給与計算の対象となる日数のことで、日給制の場合は、出勤日数。

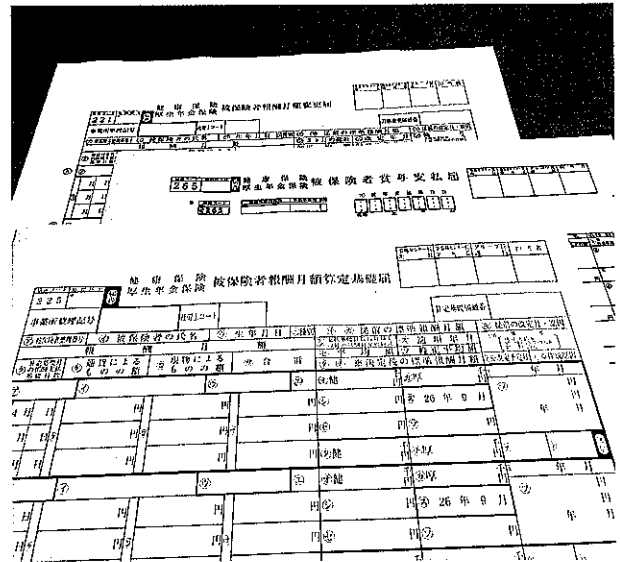
なお、標準報酬月額の算定期(4・5・6月)に、随時改定に該当する改定があった場合には、「報酬月額算定基礎届」(定時決定)ではなく、「報酬月額変更届」(随時改定)のほうを提出します。

3 賞与を支払ったときの手続き

→ 被保険者賞与等支払届の提出

賞与や期末手当、決算手当についても、毎月の社会保険料と同率の保険料を納付します。

会社が賞与等(年3回以下の支給で労働対価になるもの)を支給した場合には、支給日より5日以内に「被保険者賞与等支払届」に



より支給額等を提出します。この届出により「標準賞与額」が決定され、賞与等の保険料額が決定します。

年4回以上支給される賞与などは、「標準報酬月額」の算定対象になります。

支給回数	支給例	対象
年3回以下	● 賞与(2回) ● 決算手当	標準賞与額
年4回以上	● 賞与(3回) ● 決算手当	標準報酬月額(注3)

(注3) 1年間に受けた賞与の合計額を12で除した額を毎月の報酬に加えます。

図表2 標準報酬月額算定にあたって「報酬」になるもの・「報酬」にならないもの

報酬になるもの	報酬にならないもの
<ul style="list-style-type: none"> ● 基本給(月給、週給、日給など) ● 諸手当(残業手当、住宅手当、家族手当、役付手当、勤務地手当、日・宿直手当、皆勤手当、精勤手当など) ● 通勤手当 ● 年4回以上の賞与 	<ul style="list-style-type: none"> ● 年3回以下の賞与、決算手当、年末一時金など(ただし、「標準賞与額」の対象になります) ● 会社が支給する傷病見舞金、災害見舞金、祝い金など ● 公的保険給付によるもの(健康保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付) ● 出張費、交際費など実費弁償のもの ● 臨時的なもの(解雇予告手当、退職金など)
<p>【現物で支給されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 通勤定期券(月額相当分金額、回数券) ● 食事、食券 ● 社宅、寮 ● 衣服(制服、作業服でないもの) ● 自社製品 	<p>【現物で支給されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 制服、作業服などの勤務用の衣服 ● 3分の2以上が本人負担の場合の食事



“肩こり”
“イライラ”

「浅い呼吸」は不調のもと!?



普段、無意識に行っている呼吸ですが、現代人は日常的に呼吸が浅くなっている人が増えているといえます。

呼吸が浅いと酸素不足になる!

呼吸が浅いと体に取り込める酸素量が少なくなります。血行も悪くなり、次のようなさまざまな不調につながります。

- 頭痛、慢性的な首や肩のこり
- 代謝が落ちて痩せにくくなる
- 冷え性や便秘などの不調 など

呼吸は自律神経の働きを左右

また、呼吸は自律神経の働きに影響を与えます。呼吸が浅いと交感神経が過剰に働くため、本来なら休息しているときでも体自体は緊張モードに入り、イライラしたり、気分が落ち着かないなど、不安感を強めます。

呼吸と自律神経の関係

- 息を吐く=副交感神経が優位 (リラックス)
- 息を吸う=交感神経が優位 (緊張・興奮)

呼吸が浅くなっていないかチェック!

チェック①

深呼吸をしたときにしっかりと胸が膨らみますか?

胸下 (みぞおちの辺り) にメジャーを回し、息を吐ききったときと、思いきり吸ったときの差が何cmあるか測ってみましょう。



- 5cm以上……理想的
- 3~5cm……及第点
- 3cm未満……呼吸が浅い可能性大

チェック②

1分間に何回呼吸していますか?

15回以上の方は、緊張、興奮状態で、ストレス過多の可能性がります。




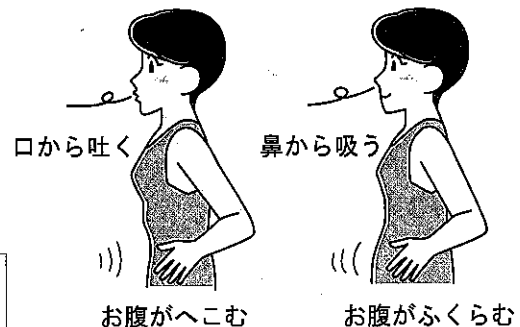
深くて長い“腹式呼吸”で心も体もリフレッシュ!

深く長く吐く“腹式呼吸”を繰り返すことで、体のすみずみまで酸素が行き渡り、血流も促進して老廃物やコリなどが体の外に出ていきやすくなります。また、副交感神経が優位になり、心の安定につながります。

腹式呼吸のやり方

- まず背筋を伸ばす。「吐いてから吸う」が基本
- お腹に力を入れて最後まで息を吐ききる
- 腹筋をゆるめてリラックス
- 吸うときに、自然とお腹が膨らむ感覚をつかもう

 吐く息を長く、吸うときの2倍くらいかけてゆっくりと出し切ることがポイント!



【今月のことは】 こけたら立たなあかんねん 松下幸之助(松下電器創業者)

昭和9年の室戸台風は西日本に甚大な被害をもたらした。大阪・門真市に本社と工場を移転したばかりの松下電器も大きな被害を受けた。全壊した工場を前に狼狽する社員に向かって松下氏は「かまへん、かまへん。こけたら、立たなあかんねん。赤ちゃんでも、こけばなしでおらん。子供でもすぐ立ち上がる。そないしいや」と言ったという。当時の社員で、後に三洋電機副社長を務めた後藤清一氏は自著「叱り叱られの記」(日本実業出版社)の中で「その潔さを見たことで、経営者としての松下氏に信頼と尊敬の念をいっそう深めた」と語る。今年、松下幸之助生誕120年にあたる。